

別紙様式4

法令適用事前確認手続 回答通知書

令和5年9月26日

照会者名

殿

出入国在留管理庁参事官(法規)

令和5年8月31日付けで別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象法令(条項)の対象となるか否かについて

対象となる / 対象とならない

(※ 回答しない場合は、その旨を記載する。)

2 理由(見解及び根拠)

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)の規定に抵触するか否かについては、個別具体の事案において諸般の事情を総合的に判断して決すべきものであって、一般的・抽象的に回答することは困難である。

もっとも、法別表第一の二の表における「介護」の在留資格により本邦において行うことができる活動は、「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」であって、「企業に所属せず、個人で訪問介護サービスの提供を行い、報酬を得る」ことは、本邦において行おうとする介護等の活動が、本邦の公私の機関との契約に基づいたものではなく、「介護」の在留資格により本邦において行うことができる活動に該当しないこととなるおそれがある。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。